

平成27年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

1 ふるさと納税について

特例控除額の控除限度額が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されます。なお、この改正については、平成28年度分以後の個人住民税に適用されます。

また、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例が創設されました。

2 住宅借入金等特別税額控除について

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税から控除しきれなかった額がある場合に翌年度の個人住民税から控除される住宅ローン減税制度の適用期限が平成31年6月30日まで1年半延長されました。

不動産取得税

1 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を3%とする特例措置並びに宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準額を価格の2分の1とする特例措置が、それぞれ平成30年3月31日まで3年間延長されました。

2 宅地建物取引業者が平成27年4月1日から平成29年3月31日までに中古住宅を取得し、2年以内に改修工事を行った上で個人に販売したとき、一定の要件を満たす場合に不動産取得税の税額を減額する特例措置が創設されました。

法人住民税・事業税

法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等について次のとおり改正されました。

1 資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大。（平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用。）

2 所得の拡大を図る観点から、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減。（平成27年4月1日以後、平成30年3月31日以前に開始する事業年度に適用。）

3 外形標準課税の拡大による負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り負担増を原則2分の1に軽減。（平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後、平成29年3月31日以前に開始する事業年度に適用。）

4 資本割の課税標準について、現在の課税標準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準額とする見直し。また、法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。）

県たばこ税・市町村たばこ税

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、旧3級品のたばこ税の特例税率が廃止されることとなり、平成28年4月1日から段階的に税率が引き上げられ、平成31年4月から一般の紙巻たばこと同じ税率になります。

自動車取得税

- 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車について、非課税及び軽減措置（いわゆる「エコカー減税」）が燃費基準等の切り替えを行った上で、平成29年3月31日まで延長されました。
- 2 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシーに係る課税標準の特例措置が、平成29年3月31日まで延長されました。
- 3 先進安全自動車（ASV）の取得に係る各種軽減措置について、平成29年3月31日まで拡充・延長されました。

軽自動車税

- 1 グリーン化特例（軽課）の導入

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得される一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成28年度分の軽自動車税を軽減する特例措置（いわゆるグリーン化特例）が導入されます。

なお、対象車と軽減割合は次のとおりです。

<軽乗用車>

電気自動車等	概ね75%軽減
H32年度燃費基準+20%達成車	概ね50%軽減
H32年度燃費基準達成車	概ね25%軽減

<軽貨物車>

電気自動車等	概ね75%軽減
H27年度燃費基準+35%達成車	概ね50%軽減
H27年度燃費基準+15%達成車	概ね25%軽減

- 2 二輪車に係る税率の引き上げ時期の延期

二輪車に係る税率の引き上げ時期が1年延長され、平成28年4月1日からとなります。

狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、対象鳥獣捕獲員等に対する税率の特例措置が以下のように拡充され、平成30年度まで実施されます。

対象鳥獣捕獲員	→ 非課税
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	→ 非課税
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者	→ 税率2分の1

固定資産税

空き家の除却等を促進するための所要の措置の導入

管理不全の空き家の除却・適正管理を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外します。

<参考>住宅用地（住宅の敷地で住宅の床面積の10倍までの土地）の課税標準の特例の概要

小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡以下の部分）	…………… 6分の1
一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）	…………… 3分の1